


2021年度 固定資産税 減免措置

上原会計事務所

〒390-0852

松本市島立 1095 番地

デザインセンタービル 2F

 0263-88-2514

新型コロナウイルス感染症の影響で
事業収入が減少している
中小・小規模事業者に対する
さまざまな措置がありますが、
その中には来年度（2021年）の
固定資産税（都市計画税）

の**減免措置**があります。

—
コロナウイルスの騒動により、
こちらの減免措置を適用する
会社も多いと思います。

この措置の適用には、
持続化給付金の申請とは
大きく異なるポイントがあります。
確認をしてみましょう。

- 対象となる中小企業者・小規模事業者の範囲は、
持続化給付金の対象者と異なる
(資本金1億円以下、資本金がない事業者は従業員1,000人以下)
- 減少率30%以上の計算も持続化給付金とは異なる
(2020年2~10月の任意の連続3か月間の売上が
前年同期比30%以上減少している)
※減少率 ▲30%以上50%未満：1/2 軽減
▲50%以上の場合：全額免除
- 事業用の**土地は減免対象から除外**されている
(対象：事業用建物と償却資産)



また、この減免措置を適用するには、
事前に**認定経営革新等支援機関等**から
確認書の発行を受けなければならない点も、
持続化給付金と大きく異なる点といえるでしょう。

上原会計事務所は認定経営革新等支援機関として
登録していますので、お客様の減免適用について
確認を行わせていただくことになろうかと思えます。
早急に対応できますよう、はやめの会計処理を
お互いに心がけていきましょう。



期限は来年1月まで

市町村への申請となりますが、申請書の様式などは
後日公表となります。詳細が分かり次第、弊社からも
ご案内いたします。